重　要

２０１１（平成２３）年４月

東京三弁護士会登録予定者各位

東京弁護士会
会　長　　竹之内　明
第一東京弁護士会
会　長　　木津川　迪洽
第二東京弁護士会
会　長　　澤井　英久

東京三弁護士会新規登録弁護士研修のご案内

【新規登録弁護士研修制度の趣旨・目的】

東京三弁護士会では、日弁連の「新規登録弁護士研修ガイドライン」に基づき、新規登録弁護士研修を実施しています。本研修は、登録１年未満の弁護士に対し、基礎的分野から専門的分野までの多様な集合研修と法律相談や国選・当番弁護等の実務研修等を行うことにより、弁護士としての水準の維持と向上を図り、複雑化・国際化した社会の多様なニーズに対応した業務範囲の拡大と専門化の要請に応える弁護士を養成することを目的とするものです。さらには真に人権感覚及び市民感覚を身につけた法曹養成を目指した研修弁護士制度や法曹一元制度をも展望するものと位置づけられています。

【新規登録弁護士研修の概要】

研修内容の細目については三つの弁護士会の間で若干の差異はありますが、**履修が会則上の義務とされている点（不履行の場合には懲戒対象となることがあります）、新規登録弁護士を雇用する弁護士にも研修協力義務を課している点などの骨格において共通しています。また、各会が実施する新規登録弁護士集合研修への参加を義務付けている点も東京三弁護士会で共通です。**

東京三弁護士会が本年度実施予定の研修の概要やスケジュール等の詳細は、本書面に添付されている各会の説明資料をご参照下さい。

【雇用弁護士の届出】

東京三弁護士会への入会申込の際には、新規登録弁護士を雇用する弁護士から「新規登録弁護士雇用届出書」を新規登録弁護士を通して提出して頂きます。「新規登録弁護士届出書」は、新規登録弁護士研修への協力義務を負うべき弁護士を特定するための資料として提出を求めるもので、新規登録弁護士に対して時間管理や事件配転等の面で実質的な指導監督を行いうる弁護士１名を届け出ていただ

きます。（雇用されない場合には不要です。）

「新規登録弁護士雇用届出書」の用紙と雇用弁護士宛の協力依頼書（説明書）を同封いたしました。新規登録弁護士（予定者）において事前に当該用紙に雇用弁護士の署名捺印を貰ったうえ、入会申込の際に新規登録弁護士自身が各会に提出して下さい。

なお、登録後直ちに組織内弁護士となる方については、別途の届出手続が必要となりますので、登録予定会の事務局にお申し出下さい。その他、ご不明な点は登録予定会の事務局にお問い合わせ下さい。

以　上

【添付資料】

１．雇用弁護士に対する協力依頼書（説明書）
２．登録予定会の研修概要及びスケジュール
３．新規登録弁護士雇用届出書